

「総額表示」の義務付け

■「総額表示」の意義 [令和3年4月1日現在法令等]

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額（地方消費税額を含みます。）を含めた価格を表示することをいいます。（令和3年4月1日より実施）

■対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役割の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

■具体的な表示例

例えば、例に掲げるような表示が「総額表示」に該当します（例示の取引は標準税率 10%が適用されるものとして記載しています。）。

- 11,000 円
 - 11,000 円（税込）
 - 11,000 円（税抜価格 10,000 円）
 - 11,000 円（うち消費税額等 1,000 円）
 - 11,000 円（税抜価格 10,000 円消費税額等 1,000 円）
- 国税庁 H.P より—

■政府売渡麦価 5.5%引上げ決定について

令和3年4月の輸入小麦5銘柄平均は5.5%（税込価格）の引上げとなり、政府売り渡し麦価は税込で51,930円/tとなった。輸入小麦の直近6ヶ月間（令和2年9月第2週～令和3年3月第1週）の平均買付価格は、米国・カナダ産小麦に対する中国の旺盛な買い付け、ロシアの小麦輸出税の引き上げ、2月中旬の米国中央部の寒波による小麦生育への影響懸念などによる国際価格の上昇により、前期に比べ上昇しました。この結果、令和3年4月期（令和3年4月～9月）の輸入小麦の政府売渡価格は、政府売渡価格の改定ルールに基づき、直近6ヶ月間の平均買付価格を基にすると、5銘柄加重平均（税込価格）で51,930円/t、5.5%の引上げとなります。尚、TPP11協定及び日米貿易協定に基づき、マークアップの引下げが提供されています。

（R2年3月11日 農林水産省発表資料より）

スーパー店内に「野菜畑」

ドイツの農業スタートアップ、インファーム・インドア・アーバン・ファーム（ベルリン市）は日本での事業を本格化する。日本法人を通じ、同社の野菜の生産装置をスーパーに展開する。

同社が展開するのは「ファームユニット」と呼ぶ店内に設置できる栽培装置。発光ダイオード（LED）照明と水耕栽培で野菜を育てる。

ベルリンの本社から遠隔で制御し、植物の生育状況を各地のエンジニアが常に確認する。鮮度の良さを訴え、これまで欧米を中心に約10カ国、1,200台以上を置いている。

日本ではまず、紀ノ国屋の「インターナショナル（青山店）」（東京・港）など2店舗と、サミットの「サミットストア五反野店」（東京・足立）に設置した。

紀ノ国屋インターナショナルでは、イタリアンパセリ、イタリアンバジル、ミント、パクチーの4種類を店内のユニットで生産する。各税別238円で販売している。

紀ノ国屋は「無農薬で、根がついており新鮮さをアピーで



きる。栽培の様子が見られるのでリアル店舗の魅力にもなる（堤口貴子社長）として導入を決めた。購入しやすい価格帯であることも消費者の支持につながると判断した。

—日経 MJ2,021.2.17—

■アンデルセン、米国撤退

ベーカリーを手掛けるアンデルセン・パン生活文化研究所（広島市）は、米国事業から撤退すると発表した。同国で展開していた12店舗のうち、2020年10月に7店舗を現地の同業に譲渡。残る5店舗は閉店し、今年2月上旬に統括していた現地法人の解散を申請した。新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされるなど、経営状況が厳しかったことなどを踏まえた。

—日経 MJ2021.2.19—